

大阪地裁昭和五三年（行ウ）第一一八号、五六・一二・二一判決
判 決

原 告 日産金属工業株式会社(大阪日産と略称する)

原 告 日産金属工業株式会社(滋賀日産と略称する)

被 告 大阪府地方労働委員会

右被告補助参加人 総評全国金属労働組合日産金属支部

(主文)

- 一 被告が、昭和五三年(不)第四号不当労働行為救済申立事件について昭和五四年一〇月五日付でなした不当労働行為救済命令主文第1ないし第6項は、これを取消す。
- 二 訴訟費用中、本訴により生じた費用は被告の負担とし、補助参加により生じた費用は補助参加人の負担とする。

(事実)

第一 当事者の求めた裁判

一 原告らの請求の趣旨

- 1 被告が昭和五三年(不)第四号不当労働行為救済申立事件について昭和五四年一〇月五日付でなした不当労働行為救済命令主文第1ないし6項は、これを取消す。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 二 請求の趣旨に対する被告の答弁
 - 1 原告らの請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。
- 三 請求の趣旨に対する補助参加人の答弁
 - 1 原告らの請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

第二 当事者の主張

一 請求の原因

- 1 補助参加人は、被告に対し、原告らを被申立人として不当労働行為に対する救済の申立をしたところ(大阪府地方労働委員会昭和五三年(不)第四号不当労働行為救済申立事件)、被告は、昭和五四年一〇月五日付で、原告らに対し別紙の命令書の主文に記載の通りの命令(以下本件命令という。)を發し、右命令は、同日原告らに交付された。
- 2 しかし、本件命令は違法であるから、その取消を求める。

二 被告の認否及び主張

- 1 請求原因1の事実は認めるが、同2は争う。
- 2 被告の認定した事実及び法律上の判断は、別紙命令書の理由に記載の通りであって、右事実認定及び法律上の判断は、正当であるから、本件命令は適法である。
- 3 なお、後記四の2の原告らの主張は争う。

三 補助参加人の認否

請求原因1の事実は認めるが、同2は争う。

四 被告の右主張に対する原告の認否及び主張

- 1 別紙命令書理由の第1の1の(1)の事実は認める。

同(2)の事実は争う。補助参加人の組合員はX 1を除いた六名である。

同第1の2及び3の事実は認める。

同第1の4の(1)の事実は認めるが、(2)の事実は知らず、(3)の事実は争う。X 2及びX 3が組織した補助参加人組合は、非組合員に対し、補助参加人組合に加入すれば、旧日産金属工業株式会社(旧日産)が潰れても、強力な支援団体の応援で、退職金はもちろん解決金の名目で多額の金銭が取れるとあって、加入の勧誘をしたが、それに批判的であった非組合員は、それに従わず、自らの判断により、全金同盟日産金属工業労働組合の方へ加入したものである。

同第1の5の(1)の事実のうち、旧日産の代表者Y 1らが従業員に対し何の理由も告げずにいきなり工場開鎖の提案をしたこと、Z 1某がY 2から、「おばはん(X 2)ら二人を辞めさせるため、……また戻ってきてくれ。」と告げられたこと、以上の事実はいずれも争う。X 3とX 2の両名は、旧日産の提案を補助参加人組合壊滅手段であるとの虚偽の主張をして、滋賀工場への移動、退職、再就職の斡旋のいずれをも容れなかったため、旧日産は他に対処の方法がなく、昭和四八年二月中旬頃に大阪工場の操業を停止せざるをえなくなったものである。

同(2)の事実は争う。旧日産の大阪工場開鎖の最大の理由は、ダイキンの家庭用空調器部門が滋賀に移転したことにより、ダイキンの下請を主とする旧日産の大阪工場が不用になったからである。その外に、旧日産の滋賀工場には新式の機械を導入してJIS規格製品を生産できるのに対し、大阪工場では旧式機械しか設置してなかったのでその製作ができないことも理由の一であったに過ぎないのである。

同(3)は認める。

同(4)ないし(8)の事実は争う。

同第1の6の(1)の事実のうち、昭和五〇年六月頃、旧日産が補助参加人に対し原告大阪日産を分離することを提案したこと、昭和五〇年六月二八日付協定が交されたことは認めるが、その余は争う。

同(2)、(3)の事実は認める。

同(4)の前段の事実は認めるが、その余は争う。

同第1の7の(1)の事実は認める。

同(2)の事実のうち、Y 1が、昭和五二年五月一三日、原告大阪日産を訪ね、従業員に対し、原告大阪日産の開鎖を提案したことは認めるが、その余は争う。

同(3)の事実のうち、原告大阪日産の振出にかかる金額一二〇万円の約束手形が不渡となったことは認めるが、その余は争う。

同(4)の事実のうち、前段の部分は認めるが、その余は争う。

同(5)の事実は争う。

同(6)、(7)の事実は認める。

同第一の8の事実は争う。

昭和五二年の夏季一時金については、当時、原告大阪日産は、その従業員に対する賃金の支払いを遅滞しており、右賃金さえ満足に支払えない状況にあったから、被告主張の如き夏季一時金に関する合意をする筈がない。このことは、右夏

季一時金に関する協定書が作成されていないところからも明らかである。

同第1の9の事実のうち、X4が労災事故によって受傷したことは認めるが、その余は争う。

同第1の10の事実は認める。

同第2の点は争う。

2 本件命令の違法

本件命令は、次に述べるとおり、事実の誤認及び判断の誤謬により法律の適用を誤った違法な命令であるから、その取消を免れえない。

(一) X2外五名の解雇の経緯

(1) 原告らは、もと原告らと同商号の日産金属工業株式会社という一つの会社(旧日産)であって、昭和三一年四月一二日、大阪市大正区泉尾松之町に設立され、昭和三九年二月、ダイキン工業株式会社(以下、ダイキンという。)の指定外注工場となり、昭和四一年六月、事業の拡張に伴い、本社及び工場を大阪市大正区千島一丁目三番六号(現在の大阪日産の所在地)に移転させ、ダイキン堺製作所の家庭用空調器部品のプレス加工を主に、仕事量のほとんどをダイキンからの注文によっていた。

(2) ダイキン堺製作所には、産業用空調器部門と家庭用空調器部門とがあったところ、そのうち家庭用空調器部門だけが昭和四五年頃から滋賀県草津市の工業団地に工場を新築して移転を始め、昭和四六年中頃にはフル生産の態勢に入った。

そこで、旧日産は、親会社であるダイキンの右移転に伴う受注、納入等の不便、能率の低下、さらには、旧日産の工場が住宅地域にあって、昭和四二年以来、付近の住民から騒音や振動による公害問題での抗議を受けていたことなどから、滋賀県に工場を移転する計画を立て、昭和四五年一二月、滋賀県甲賀郡石部町に用地を購入して工場を完成させ、昭和四六年から、それを主力工場として稼働させた。

(3) ところが、旧日産は、大阪と滋賀に工場を分散させたことにより、経営上多くの困難に直面した。

(4) そこで、旧日産は、昭和四七年末頃、その大阪工場を閉鎖して、機械等の工場設備と従業員とを滋賀工場に集約することにし、昭和四八年一月、管理職二名を含む一〇名余の大阪工場全従業員に対し、昭和四八年二月二八日をもって大阪工場を閉鎖し、大阪工場の設備を滋賀工場に移すと同時に、従業員も滋賀工場に移ってもらうこと、滋賀工場への移動が困難な従業員には規定の退職金の他に特別な手当を支給するから退職してほしいこと、再就職希望者には旧日産において就職先を斡旋すること、以上のことを申し入れた。

(5) 旧日産の右申し入れに対して、管理職二名及び従業員二名が滋賀工場への転勤を承諾し、X2及びX3を除くその余の従業員は、退職勧告に応じたが、補助参加人に所属したX2及びX3はそれに応ぜず、総評全国金属労働組合の支援を受けて、支援団体と共に大阪工場を占拠し、操業の

継続を要求した。

そこで、旧日産は、X 2、X 3 及びその支援団体の幹部との間で数次にわたる団体交渉を行なったが、X 2 及び X 3 は、昭和四八年二月頃の団体交渉の席で、数十名の支援労働組合員と共に、旧日産の当時の代表取締役 Y 1 ら役員を取り囲み、旧日産に対し、次のような要求をした。

- ① 旧日産は、大阪工場の不動産賃借権、機械、什器、備品等一切を労働組合に無償で譲渡し、当座の運転資金を提供せよ。
- ② 旧日産が右要求に応じられないならば、X 2 及び X 3 の一生の生活の面倒をみよ。

右要求に対し Y 1 が沈黙していると、右 X 2 らは、X 2 及び X 3 に対し金一〇〇〇万円宛支払えと要求し、最後には、金三〇〇〇万円宛支払えとの要求をするに至った。

- (6) X 2、X 3 及び支援労働組合員は、旧日産が、昭和四八年二月二六日限り大阪工場の操業を停止し、右要求に応じないとみるや、同日以降連日の如く旧日産の役員の自宅へ大挙して押しかけ、玄関先において、口々に怒号したり、罵声を発したり、扉を強打して窓ガラスを割ったり、深夜にいやがらせや強迫の電話をかけたたり、自宅周辺一帯に、旧日産やその役員を誹謗するビラを貼りめぐらし、さらには、大挙して滋賀工場に押しかけ、制止を振り切って工場内に乱内し、工場事務所の机の上に土足のままで上がったたり、役員をつるし上げたりするなど、ありとあらゆる無法な行為を反覆累行した。
- (7) 旧日産は、それに耐えかねて、昭和四八年四月一八日、X 2 及び X 3 の所属する補助参加人と、その上部団体である総評全国金属労働組合大阪地方本部を相手方として、被告に対し、大阪工場を占拠していた支援労働組合員の立退きと、X 2 及び X 3 の退職とを要求して、その斡旋の申請をしたが、補助参加人らがそれを拒否したため、不調に終わった。
- (8) 補助参加人及び支援団体は、次いで、ダイキンに対して攻撃の鋒先を向け、ダイキンの本社がある新阪急ビルに連日数十名が押しかけ、ダイキンの下請業者担当の幹部である Z 2 及び Z 3 某らを追いまわし、胸倉を掴んでワイシャツのボタンを引きちぎるなどの暴行、脅迫を繰返して団体交渉を要求し、それに屈服したダイキンは、団体交渉の席で、旧日産に対し大阪工場の操業を再開できるよう指導することを約束させられ、旧日産は、ダイキンから因果を含められ、X 2 と X 3 の職場を確保するだけの目的で、Y 1 の実弟である専務取締役 Y 2 を責任者とし、滋賀工場の事務職従業員一名を加えた合計四名をもって大阪工場を再開した。
- (9) 補助参加人の支援団体の労働組合員は、右の余勢をかって、作業中、無断で大阪工場内に立ち入り、我物顔に工場内を歩きまわり、旧日産の専務取締役 Y 2 に対し、勢威を示して威嚇を加え、ダイキンからの発注量がわずかであって、増員の必要もなかったのに、操業再開時に旧日産に強要して締結させた協定を楯に、従業員の増員を強要し、支援団体において補

充要員を斡旋すると称して、畑違いの者を紹介し、それについての団体交渉を強要したので、旧日産は、昭和四八年八月、やむを得ず、職業安定所を通じて、X 5、X 6、X 4の三名を雇用するに至った。

(10) 旧日産は、次の理由から、昭和五〇年八月一日、大阪工場と滋賀工場とを分割し、法人格を異にする原告らとして発足した。

① 旧日産は、昭和五〇年六月一日当時、滋賀工場の固定資産を担保に、一億〇五〇〇万円の長期借入金債務と、三五〇〇万円の手形債務とを負担していた。

② 旧日産は、いわゆるオイルショックによる景気の低迷と、慢性不況のもとでは、当分の間、赤字経営から脱却できず、それを乗り越えるため、保証協会等の公共金融機関から運転資金等の借入れをするための諸届をするについて、二県にまたがって操業していることにより、二重の手続を要するのを回避するため、旧日産を府県単位に分割して資金繰の便をはかる緊急の必要性があった。

③ 旧日産を大阪と滋賀の二つに分割した場合、各会社に個別の代表者を選任することができ、それぞれ現地で即決的に事務手続をすることができると共に、経営諸活動(取引先との連絡、受注、営業販売、労務対策等)も、現地でそれぞれに即応した活発な活動ができる。

従来は、重要事項の決定及びその運用のため、大阪と滋賀間の往来及び連絡に多大な不利、不便があったが、右分割によりそれを解消できる。

④ 滋賀県は、びわ湖がある関係で、公害規制が厳しく、また農村地帯でもあるため、従業員の生活環境及び生活意識も、都市である大阪とは大いに異なるところ、大阪と滋賀という異質なものを分割することにより、それぞれの地域に応じた方針を採り入れて、各地域に即応した対策がたてられる。

⑤ 納税上の手続がそれぞれ一本化され、経費支出の面で有利となる。

⑥ 分割により、それぞれの経営が独立するため、新規受注先の開拓、新製品の開発などについて、独自性、責任感、競争意識が生じ、経営活動の積極化と効率化が期待できる。

⑦ 大阪工場においては、資産の七〇パーセントは、償却済みで資本負担が軽く、借入金、支払手形、金利の負担がないから、諸経費がかからず、そのため、軽量小物で付加価値の高いものを製作すれば、経営効率が良くなる。

⑧ 他方、滋賀工場は、資本負担が大きく、かつ借入金の返済、利息の支払、手形の割引料の支払だけでも、月額二七〇〇万円を必要とするため、大型、重量物で売上げ金額の張る製品への転換をせざるをえず、以後新規受注先の開拓に必死の努力を必要とする。

(11) 原告大阪日産は、旧日産を分割して、昭和五〇年八月一日に資本金三〇〇万円をもって設立され、当初は原告滋賀日産を通じ、ダイキンの下請仕事を受注することによって経営を維持し、その後、国鉄関係の製罐加工

や、住宅用門扉とフェンスの製作をしたり、自社製品として独自にフラワースタンドを開発して発表したり、昭和五〇年一〇月には、八〇〇万円の資金を投入してペンダー(鉄板の折り曲げ器)を購入するなどして、業績向上のために懸命の努力を重ねていたが、慢性的な景気の低迷の影響を受けて、業績が上らず、昭和五二年に入るや、不振の一途をたどり、昭和五二年一月以降は、わずか一〇名足らずの従業員に対する給料さえ支払うことができない状態が六ヵ月間も続き、昭和五一年九月の決算期において一七〇〇万円であった累積赤字が、昭和五二年六月の決算期には三八八〇万円の累積赤字となるに至った。

- (12) そこで、原告大阪日産は、昭和五二年五月一三日の団体交渉において、補助参加人に対し、目下の難局を打開して事態を收拾することは到底不可能であるから、原告日産を閉鎖したく、その場合、従業員にはできるかぎりの保障を考えていることを申し入れ、その後それについて七回にわたる団体交渉を行ない、右の申し入れを続けたところ、補助参加人は、昭和五二年五月三〇日の団体交渉において、原告大阪日産の代表取締役 Y 2 に対し、原告大阪日産に対する債権者から原告大阪日産を守ってやるとの口実のもとに、「譲渡協定書」と題する書面をつきつけて、それへの署名押印を強要した。

右書面には、原告日産が不渡りを出したり、銀行取引停止に至った場合や、その他同書面に記載された条件を満たす事態が発生した場合には、原告大阪日産の敷地及び建物の賃借権、建物附属設備、機械、車輛、什器備品一切を補助参加人に譲渡することという、いわば補助参加人が企業設備を丸取りすることを内容とするものであった。しかし、原告大阪日産には、多数の債権者があり、多額の債務を負担していたから、右署名押印に応ずれば、補助参加人とその指示団体のそれまでの行状からみて、原告大阪日産の企業設備を補助参加人に丸取りされることが明らかであったので、原告大阪日産の代表者 Y 2 は、原告大阪日産の実印は原告滋賀日産の代表取締役が保管していると偽って、右署名押印をかろうじて免れた。

- (13) 原告大阪日産は、昭和五二年六月一日、額面一二〇万円の不渡手形を出して事実上倒産した。

原告大阪日産は、それに至るまで、昭和五二年二月ないし四月には、資金繰りのため原告滋賀日産から融通手形を借りて、これを大阪信用金庫で割引いてもらい、かろうじて倒産を免れていたが、同金庫は融通手形であることを察知したのか、昭和五二年五月頃から割引を渋るようになり、他方、原材料の仕入先からは現金決済を迫られたため、ついに資金繰りができなくなり、昭和五二年五月三十一日満期の手形の決済ができなくなって倒産するに至った。

- (14) 原告大阪日産は、右のような事態に陥りながらも、せめて従業員の給料だけは手当しなければならぬと考え、原告滋賀日産にその資金の融通を請うたところ、原告滋賀日産は、当時、原告大阪日産に対し一五〇〇万

円にのぼる貸付けをし、そのため経営危機に当面していたのにもかかわらず、原告滋賀日産所有の工場建物を担保としてダイキンから一〇〇〇万円の融資を受け、そのうち七〇〇万円を原告大阪日産に貸し与えた。原告大阪日産は、それをもって三ヵ月分の未払給料の支払、不渡手形の決済、その他昭和五二年七月末の決済に充てた。

(15) 原告大阪日産は、その後昭和五二年一〇月中頃まで、やり繰算段をして操業を続けたが、累積赤字に加えて、営業資金も枯渇するに至り、材料の仕入れすらできなくなった。

(16) そこで、原告大阪日産は、昭和五二年一〇月二八日の団体交渉において、補助参加人に対し、原告大阪日産の閉鎖の申し入れをし、昭和五二年十一月一九日付書面により、補助参加人に対し、会社解散の意思を表明した。

かくして、原告大阪日産は、昭和五二年一二月二〇日開催の株主総会の決議により解散し、昭和五二年一二月二六日、従業員の X 2 外五名全員 (X 1 は従業員ではない。) に対し、昭和五二年一二月三〇日、原告大阪日産の清算事務所において未払賃金、退職金、解雇予告手当等の支払をする旨を附言したうえ解雇通告をすると共に、原告滋賀日産が、滋賀銀行石部支部から緊急融資を受けた資金を用意して補助参加人の組合員の来訪を待ったが、指定期日に指定場所に来なかった。原告大阪日産は、昭和五三年一月一日、それを大阪法務局に供託した。

(二) 原告滋賀日産の解散及び従業員全員の解雇の経緯

(1) 原告滋賀日産が、原告大阪日産と分離以後、原告大阪日産に貸付けた金額は、前記の X 2 外五名の退職金等合計八六八万二〇四六円を含めて二八〇三万一六七七円であって、それに原告大阪日産の非労働組合員である事務職員の退職金等一一万五六〇三円を含めると、総計二九一四万七二八〇円に達し、これが原告滋賀日産の経営をも圧迫して、財政困難に陥り、終には、原告滋賀日産の工場閉鎖及び従業員二四名全員の解雇から会社の解散へと進展した。

(2) 原告滋賀日産は、他方において、前記のとおり、原告大阪日産に対する回収不能な不良貸付金の累増による営業資金の枯渇に加え、昭和五三年一月頃から、親会社であるダイキンからの発注の急激な減少により、経営不振の一途をたどるのみであって、そのまま推移すれば、昭和五三年三月頃には倒産が必至と予想された。

そこで、原告滋賀日産は、これを未然に防止するため、まず、昭和五三年二月二〇日、その従業員二四名で構成された日産金属工業労働組合(同盟)にその窮状を説明して対策を協議し、次いで、昭和五三年二月二三日、ダイキンの幹部と会談して、自己の窮状を説明したうえ、ダイキンからの強力な資金援助及び発注量の増加等を懇請し、もしそれが容れられなければ、ダイキンにおいて、原告滋賀日産を吸収してくれるよう申し入れたが、そのいずれをも拒否されたので、不渡倒産等不慮の事態を避けるため、ダ

イキンの Z 4 購買次長を通じ、ダイキンから、昭和五三年三月末日をめぐりに、右同盟の協力を得て、内整理のため工場を閉鎖することのやむなきことを説明して了承を得た。

なお、その際、原告滋賀日産とダイキンとの間で、原告滋賀日産がダイキンから貸与されていた金型(約一五〇〇面、時価三億円相当)の、返却について、ダイキンが一举にそれを引揚げれば、原告滋賀日産の作業は即日停止して、原告滋賀日産の内外においてパニック状態をひき起すことになるとして、内整理の段階において徐々に搬出することとする旨の合意が成立した。

- (3) それに基づいて、原告滋賀日産は、役員全員が手分けをして、内整理の作業に着手したが、その直後である昭和五三年二月二五日(同日は滋賀日産の定休日であった。)の午前七時前、ダイキンの Z 4 次長から、電話で、原告滋賀日産の Y 3 業務課長に至急出社するようにとの要請があり、同課長が午前七時一五分頃、原告滋賀日産へ出社したところ、既に工場内には、ダイキンから派遣されたリフト三台、レッカー車一台、トラック一〇台、バス一台と作業員約六〇名が待機しており、Z 4 次長は、いきなり同課長に対し、かねて原告滋賀日産とダイキンとの間で交わされていた購買基本契約たる「契約解除通知および貸与品引揚げ通知書」と題する文書を手渡したが、同課長は、状況を直ちに察知し、原告滋賀日産の代表取締役の了解なしに右金型等を引揚げることを拒否した。Z 4 次長は、その場で、原告滋賀日産の代表取締役 Y 1 に電話をし、右金型等を引揚げる旨通告したところ、それに驚いた同人が原告滋賀日産の工場に駆けつけたが、そのときには、ダイキンから派遣された作業員が右金型等を手当たり次第に搬出していったため、同人が Z 4 次長に激しく抗議して、自分の乗用車を工場出入口に駐車させてその搬出を妨害しようとするも、右作業員はリフトで右乗用車を排除し、右金型等を実力で搬出してしまった。

Z 4 次長が Y 1 に説明したところの右搬出に至った理由は、右搬出は不本意ではあるが、右金型によって製造されている部品のダイキンへの供給が滞ると、ダイキンの製造ラインも停止し、それによりダイキンは一日数億円もの損失を被るからであるとの趣旨であった。

- (4) 原告滋賀日産は、右搬出の当時、内整理につき労働組合との話し合いが円滑に進行し、昭和五三年二月末日支払の手形決済の資金も、中小企業金融公庫から三〇〇〇万円の融資を受けて切り抜けるめどもついていたが、右搬出により、右融資を拒否されたうえ労働組合側からは、右搬出につき、ダイキンと Y 1 との間で事前に打合せたのではないかとの疑念をもたれ、更には、右搬出が債権者にも知れて、原告滋賀日産の周囲は、大混乱となった。

それでも、真相が判明するにつれて、労働組合にも、債権者にも、右搬出がダイキンによる抜打ち的行為であったことが理解され、結局、昭和五三年三月一五日、労働組合との間で、労働組合は、原告滋賀日産の解散に

伴う組合員二四名全員の解雇、及び、それらの者に対する未払賃金、解雇予告手当、退職金として合計二六六三万九二〇一円の支払いについて同意すること、並びに、原告滋賀日産が右支払をなしたときは、労働組合において工場や事務所の占拠その他の清算を妨げるべき行為は一切しないこととの協定を締結するに至った。

- (5) かくして、原告滋賀日産は、中小企業金融公庫との間で、融資についての交渉を再開し、原告滋賀日産の不動産を担保として三〇〇〇万円を借入れ、それをもって、労働組合に二六六三万九二〇一円を、非労働組合員である事務職員六名に約四〇〇万円をそれぞれ支払い、昭和五三年三月二五日開催の株主総会において、解散決議をし、解散登記を経由した。
- (6) その後、原告滋賀日産は、まず、工場内の機械、什器、備品等一切の売却をし、次いで、工場、事務所建物、敷地等全資産を売却し、それらの売却代金等合計一億五三五五万五八四〇円を、中小企業金融公庫、取引銀行、一般債権者に対する負債合計一億六一五三万四三七二円及び法人税、地方税合計一二二五万九〇〇〇円の内入弁済に充当するなどして清算手続を実施したが、なおかなりの残債務があるため、清算手続の結了には至っていない。

(三) 本件命令の違法、不当性

- (1) 企業主は、企業を解体し、事業を廃止する自由を有している。従って、企業主が、経営上の理由から企業を解体して従業員を解雇することは正当であって、それが不当労働行為となることはありえない。

即ち、営業の自由は、職業選択の自由の一側面として、憲法の保障するところであるが、それは、組織的には、その欲する企業を形成し、改造・譲渡し、廃止する自由を、行為法的には、その欲する企画に従って経営活動を営む自由を保障するものである。

他方、不当労働行為を禁止するのは、企業内における労働者の労働組合活動の自由を確保させて、企業内における労使対等の原則を維持させるものであるから、不当労働行為制度は、企業の存在を前提としてはじめて成立するものである。

従って、仮に、企業の解散の動機において不当労働行為意思を蔵していたとしても、解散が虚偽ないしは擬装のものでない限り、解散決議により、不当労働行為制度の存在の前提である企業自体が消滅してしまうことになるから、解散について不当労働行為の問題を生ずる余地はない。

これを本件についてみると、次のとおりとなる。

原告大阪日産は、前述の如く、数年にわたって、経営維持のために最大の努力を積み重ね、原告滋賀日産も、それに最大限の支援をしてきた。しかし、原告大阪日産は、万策尽きて、営業の廃止の外にない事態となり、原告大阪日産を支援してきた原告滋賀日産も、その影響を受けて企業閉鎖をせざるをえない破局を迎えた。

従って、原告らの解散が擬装のものでないことはもちろん、被告主張の

如き、労働組合の壊滅を意図してなされたものではない。

そもそも、企業は、労働組合を存続させるためにのみ存続しているのではなく、企業をめぐって多数の取引関係が成立しているものであるところ、企業を解散するという事は、それをも失わせることになるから、企業主は、他の利害関係者等からの制約と、自らの企業経営意欲とに縛られて、相当の理由がない限り、企業を廃止することはありえない。

- ところが、被告は、旧日産が補助参加人の存在を嫌悪していたことなど、数個の理由をあげて、原告大阪日産の解散と従業員の解雇は、補助参加人の壊滅を企図してなされたものとしたうえ、右解雇は、不当労働行為であるから、無効であると結論付け、既に営業活動を停止し、収益の方途を失い、しかも原告滋賀日産の解散によってその支援をも失ってしまった原告大阪日産に対し、解雇通告日である昭和五二年一二月二六日以降、前記 X 2らを解雇がなされたものとして取扱い、賃金相当額の支払を命じているが、これは、前記のとおり、まったく不当である。また、原告滋賀日産について、原告大阪日産は、原告滋賀日産と法人格を異にするも、業務内容等を共通にし、原告大阪日産独自の経営活動がみられないから、原告大阪日産は、原告滋賀日産と実質上同一の企業であるとして、原告大阪日産のなした不当労働行為について、原告滋賀日産もその責任を負うべきであるとしながら、原告滋賀日産は、昭和五三年三月二五日に解散し、その従業員は全員退職するに至っており、それが不当労働行為になるものとは認められないから、原告大阪日産による右不当労働行為による原告滋賀日産の右責任も、賃金等の支払に関しては、昭和五三年三月二五日までに限られると結論し、なお、原告大阪日産の解散は、擬装と認められないから、それを理由とする原告大阪日産再開の申立は容れられないとしている。しかし右は、まず、独自の経営活動がみられず、原告滋賀日産の一部門に過ぎない原告大阪日産に対して、賃金等の支払義務を無限定に負わせながら、共同責任者たる原告滋賀日産の支払義務を原告滋賀日産の解散日まで限定したのは、本末転倒であって、原告滋賀日産の支払義務をその解散日まで限定するならば、原告大阪日産についてもその解散日まで限定されるべきである。次に、原告大阪日産の解散が擬装でないとするならば、解散は、真の解散であって、それは、企業がその主体を消滅させて、他との法律関係をすべて解消させることを目的とするものであるから、労働者としては、解散によって生ずる結果を受忍するほかなく、不当労働行為を論ずる余地がないというべきところ、被告は、本件命令において、右解散及びそれによる解雇を、不当労働行為であると判断した誤りを犯しており、更には、解散により営業活動を停止し、将来収益を期待しえない清算法人に対し、解雇された従業員を解雇されなかったものとして扱い、賃金の支払という実現不可能なことを命じた点において誤りを犯している。
- (2) 本件命令は、原告大阪日産が、昭和五二年七月頃、補助参加人に対して、昭和五二年夏季一時金について、一人当たり賃金一ヵ月分と一律一〇万円を

支払うことを約したことを認定して、別紙命令書主文 1 の(2)の命令を出しているが、原告大阪日産は、昭和五二年に入ってから、従業員に対して賃金すら満足に支払えない窮状に陥り、昭和五二年五月末日には、不渡手形を出すまでに追いつめられていたから、補助参加人から夏季一時金を世間並みに支給せよとの要求はあったが、その資金を調達できる見込みもなく、右要求に対し、積極の回答を与えなかったものである。従って、右命令は不当である。

- (3) 本件命令は、X 1 と原告大阪日産との関係について、X 1 が昭和五二年七月一八日頃から原告大阪日産においてプレス関係等の仕事に従事していたこと、市岡社会保険事務所が、昭和五二年七月二三日付で、X 1 に対し、原告大阪日産を事業所とする健康保険被保険者証を交付したこと、X 1 が昭和五二年七月分ないし九月分の賃金を原告大阪日産から受領したこと、原告大阪日産が X 1 に解雇通告をしていないのは単なる手続上の過誤にすぎないことから、X 1 が昭和五二年七月一八日頃から原告大阪日産に雇用されたものと認めて、別紙命令書主文 2 の命令を出している。しかし、原告大阪日産は、前記のとおり、昭和五二年に入ってから、従業員の賃金すら満足に支払えない窮状に陥り、昭和五二年五月末には、不渡手形を出したのであるが、その直後、補助参加人を支援していた全国金属労働組合田中支部青婦部所属の X 7 某が、X 1 を連れて、原告大阪日産に押しかけ、債権者から原告大阪日産を守ってやるとの名分で X 1 の雇用を強要したのに対し、原告大阪日産は、かねて総評全国金属労働組合大阪地方本部大正ブロックの幹部から、右田中支部の推薦にかかる者を雇用すると会社を潰されると説明されていたので、債権者に対しては、戸締りを厳重にして自衛措置を講ずると答える一方、X 1 に対しては、その雇用を拒絶したにもかかわらず、補助参加人と右 X 7 某は、無断で、X 1 を、原告大阪日産の工場二階の更衣室に寝泊りさせ、それ以来、原告大阪日産の抗議に対しては、支配介入であると反論して、聞き入れず、X 1 をして原告大阪日産の作業を手伝わせ、原告大阪日産の経理担当者 Y 4 を脅して、アルバイト料名下に金員の支払をさせ、また、市岡社会保険事務所に虚偽の申し立てをして右被保険者証の交付を受け、更に、原告大阪日産の所在地に X 1 の住民登録をしたものであって、原告大阪日産は、X 1 と雇用契約を締結したことはなく、従って、解雇通告をする必要もなかったのであるから、右命令は不当である。
- (4) 本件命令のうち、別紙命令書主文 3 の不当なことは、左(1)に述べたとおりである。
- (5) 本件命令は、別紙命令書主文 4 において、X 4 に対する労災一時金及び休業補償給付の法定外補償金の支給を命じている。しかし、そもそも原告大阪日産の工場は、補助参加人組合員らに占拠されて、その中にあるプレス六台、溶接機三台、ボール盤二台、その他工具類を処分できないため、その支払ができないのであるから、右命令は、この点で不当であるのみな

らず、右命令は、次の理由によっても不当である。

まず、補助参加人が、本件不当労働行為救済命令の申立てにおいて、X 4の労働災害による一時金及び休業補償給付の法定外補償を請求している根拠は、原告滋賀日産と補助参加人との間で交されたとされる昭和四八年十一月三〇日付協定書の四項の労働災害補償協定に基づくものと思われるが、右協定書は、丙第一五号証の一ないし四の確認書、丙第一八号証の三の謝罪書等と同じく、補助参加人組合員とその支援労働組合員ら数一〇名が原告滋賀日産の代表者 Y 1を取り囲み、監禁状態のもとで、長時間にわたり、こづいたり、蹴とばしたりの暴行脅迫を加えたうえ、補助参加人が予め条項全文を記載した文書を Y 1に突きつけて、無理矢理署名、指印させたものであるから、右補償を請求する根拠とはなしえず、原告滋賀日産は、右協定書四項の意思表示を強迫による意思表示として、原告ら提出の昭和五六年三月三〇日付準備書面において取消の意思表示をし、右意思表示はその頃補助参加人代理人に到達した。従って、右協定書はこれにより失効した。

仮に右協定が有効であったとしても、補助参加人には、X 4個人の右補償請求権を、裁判外においても、労働委員会や、裁判上においても、同人に代って管理、行使する資格はない。これを、労働委員会に対する救済命令申立てについてみるならば、右救済命令は、使用者が行なった労働慣行に対する不公正な違反について、使用者をしてそれから生じた結果を事実上排除させ、それがなかったならばあったであろう状態、即ち原状を回復するための必要な措置を講ぜしめると共に、労働組合主義の労働慣行(自由平等な団体交渉の原則、そのための自由かつ民主的な団結と争議の自由の原則)を正常な状態におくことを目的とする行政処分であるから、右原状回復は、その行為の効力とは無関係に、事実上の措置として命ぜられることを要し、救済の範囲は、原状回復に必要な範囲に限られるべきであって、労働委員会は、原状回復としての復職命令等を発することはできても、私法上の権利の確定ないしはその実現を命ずる権限を有しない。労働者が私法上の権利の確定ないしはその実現を求めるのは、司法裁判所に対してであって、行政委員会たる労働委員会にそれを求めることはできず、労働者にそれができない以上、補助参加人がそれをできないのは当然の帰結である。X 4の前記補償請求権は、まさに原状回復とはなんらの関わりはなく、それについての救済命令は、不適法である。

なお、不当労働行為としての不利益取扱いは、過去または他との比較において判断されるべきものであるが、被告は本件命令において、X 4が労働組合員であるからという理由のみから本件命令を発しているのであって、比較の対象についてなんら明らかにしていないから、この点からも不適法である。

- (6) 本件命令は、別紙命令書主文5において、原告らに対し、その事業の再開を前提として、前記 X 2らの原職復帰を命じているが、原告らの事業

の再開はありえないから、右命令は不当である。

(7) 本件命令は、別紙命令書6において、原告らに対しポスト・ノーティスを命じているが、原告らを消滅させたX2及び補助参加人らこそ厳しく指弾すべきであって、補助参加人らに破壊されたともいうべき原告らに対し、右ポスト・ノーティスを命ずるのは不当である。

(四) 結語

以上に述べたとおり、本件命令はすべて違法かつ不当なものであるから、原告らはそれに従うことはできず、その取消を求める。

五 前記四の2の原告らの主張に対する補助参加人の認否

1 前記四の2の(一)の(1)の事実は認める。

同2の(一)の(2)の事実中、ダイキン堺製作所には産業用空調器部門と家庭用空調器部門とがあったところ、そのうち家庭用空調器部門だけが昭和四五年頃から滋賀県草津市の工業団地に工場を新築して移転を始め、昭和四六年頃にはフル生産の状態に入ったこと、旧日産は親会社であるダイキンの右移転に伴って受注、納入等の不便、能率の低下をしたこと、旧日産が滋賀県に工場を移転する計画を立て、昭和四五年一二月、滋賀県甲賀郡石部町に用地を購入して工場を完成させ、昭和四六年からそれを主力工場として稼働を始めたこと、以上の事実は認めるが、旧日産の工場が住宅地域にあって、昭和四二年以来付近の住民から騒音や振動による公害問題での抗議を受けていたことは否認する。

同2の(一)の(3)の事実は否認する。

同2の(一)の(4)の事実中、旧日産は、昭和四七年末頃大阪工場を閉鎖して機械等の工場設備と従業員とを滋賀工場に集約することにしたことは不知、その余の事実は認める。

同2の(一)の(5)の事実中、旧日産の申し入れに対して補助参加人に所属したX2及びX3はそれに応ぜず、総評全国金属労働組合の支援を受けて操業の継続を要求したこと、旧日産は、X2、X3及びその支援団体の幹部との間で数次にわたる団体交渉を行なったことは認めるが、その余の事実は否認する。

同2の(一)の(6)の事実中、X2、X3及び支援労働組合員が旧日産の役員の自宅や滋賀工場を訪ねたこと、ビラを貼ったことは認めるが、その余の事実は否認する。

同2の(一)の(7)の事実中、旧日産が耐えかねたこと、支援労働組合員が大阪工場を占拠していたことは否認するが、その余の事実は認める。

同2の(一)の(8)の事実中、ダイキンが補助参加人と団体交渉をもったこと、ダイキンは旧日産に対し大阪工場の操業を再開できるよう指導することを約束したことは認めるが、その余の事実は否認する。

同2の(一)の(9)の事実中、補助参加人の支援団体が補充要員を斡旋したこと、それについて団体交渉がもたれたこと、旧日産は昭和四八年八月職業安定所を通じてX5、X6、X4の三名を雇用したこと、以上の事実は認めるが、その余の事実は否認する。

同2の(一)の(10)の事実中、旧日産は昭和五〇年八月一日大阪工場と滋賀工場

とを分割し、それぞれ法人格を異にする原告らとして発足したことは認めるが、その余の事実是否認する。

同2の(一)の(11)の事実中、原告大阪日産は昭和五〇年八月一日資本金三〇〇万円をもって設立され、当初は原告滋賀日産を通じてダイキンの下請仕事を受注することによって経営を維持したこと、原告大阪日産は昭和五〇年一〇月にはペンダー(鉄板の折り曲げ器)を購入したこと、原告大阪日産は昭和五二年一月以降従業員に給料を支払わなかったこと、以上の事実は認めるが、その余の事実は否認する。

同2の(一)の(12)の事実中、原告大阪日産は昭和五二年五月一三日の団体交渉において補助参加人に対し大阪日産の閉鎖を申し入れたこと、その後七回にわたる団体交渉で右申し入れを続けたこと、「譲渡協定書」と題する書面には、原告大阪日産が不渡りを出したり銀行取引停止に至った場合や、その他同書面に記載された条件を満たす事態が発生した場合には、原告大阪日産の敷地及び建物の賃借権、建物の附属設備、機械、車輛、什器備品一切を補助参加人に譲渡することが記載されていること、原告大阪日産の代表 Y 2は原告大阪日産の実印は原告滋賀日産の代表取締役が保管していると発言したこと、以上の事実は認めるが、その余の事実は否認する。

同2の(一)の(13)の事実中、原告大阪日産が昭和五二年六月一日額面一二〇万円の不渡手形を出したことは認めるが、その余は争う。

同2の(一)の(14)の事実中、原告滋賀日産がその所有の工場建物を担保としてダイキンから一〇〇〇万円の融資を受け、そのうち七〇〇万円を原告大阪日産に貸し与え、原告大阪日産はそれをもって三ヶ月分の未払給料を支払ったことは認めるが、その余は争う。

同2の(一)の(15)の事実中は不知。

同2の(一)の(16)の事実中、原告大阪日産は、昭和五二年一二月二〇日開催の株主総会の決議により解散したこと、X 1は原告大阪日産の従業員でないこと、以上の事実は否認するが、その余の事実は認める。

2 同2の(二)の(1)ないし(4)は争う。

同2の(二)の(5)の事実中、原告滋賀日産が解散登記をしたことは認めるが、その余は争う。

同2の(二)の(6)の事実中、原告滋賀日産が清算手続を終了していないことは認めるが、その余は争う。

3 同2の(三)は争う

六 補助参加人の主張

1 補助参加人の労働組合結成の理由

(一) 補助参加人組合は、昭和四七年一〇月一日に結成されたものであるが、その当時における旧日産の労働条件は著しく前近代的であり劣悪であった。その具体的状況は、次に例示する如きであった。

(1) 賃金について

補助参加人の委員長である X 2の昭和四七年三月当時の日給は、入社

三年目にしてわずか一四〇〇円であり、当時の大阪における最低賃金が一三九〇円であったことに照しても、著しく低賃金であった。ちなみに、旧日産の従業員一八名の賃金総支給額は、一ヶ月約一〇八万円であった。

このような旧日産の従業員の低賃金に対して、その取締役三名の報酬は一ヶ月合計一三二万円にもなっていた。

右のとおり、旧日産従業員は、旧日産から苛酷に搾取されていた。

(2) 有給休暇使用についての労働基準法違反行為

旧日産においては、昭和四六年以前において、年次有給休暇をわずか三日間に制限されていたが、従業員からの労働基準法に違反するとの指摘を受けて、その後六日間に改められた。

しかし、その後も、年次有給休暇をとったことに対して適正な賃金が支払われないなどの労働基準法違反行為が繰返され、昭和四六年二月においては、六日間の年次有給休暇日数の総べてについて、賃金の六〇パーセントしか支払われなかった。また、昭和四七年二月には、一ヶ月前から年次有給休暇の申請をしたのにもかかわらず、五日間の年次有給休暇について、そのうち四日間を欠勤扱いとし、賃金を支払わなかった。更には、昭和四七年九月、事前に年次有給休暇の申請をしたのにもかかわらず、それを欠勤扱いとし、賃金を支払わなかったし、本来二日分支給されることになっていた皆勤手当も、一日分しか支給されなかった。

(3) 被災労働者に対する非人間的処遇

旧日産は、従業員二名が労働災害によって負傷し、それが治癒していないのにもかかわらず、労働を強要し、労働災害補償をしないまま、退職を余儀なくさせた。

(4) 時間外労働の強制

旧日産は、昭和四六、四七年に昼休みの四〇分間において、女子従業員に対し便所の掃除を強制し、また三六協定が締結されていないのに、終業時刻である午後五時以降において、整理作業を強制し、しかも時間外手当を支払わなかった。

(5) 退職金について

旧日産には退職金規定が無く、退職金がまともに支払われたことはなかった。

(6) 賃金の未払

旧日産は、昭和四七年五月、一方的な都合により出勤日を休暇とし、それを年次有給休暇に充てさせて、その賃金を支払わなかった。

(二) そこで、右のような前近代的、劣悪な労働条件を改善し、労働者の労働条件の向上と権利の確立とを目的として、補助参加人が結成された。

右の目的は、補助参加人の結成と同時に、旧日産に提示された要求書の内容(有給休暇の確立、退職金制度の明示、賃金引上げ、会社の都合による休暇の場合の賃金保障)から明らかである。

2 旧日産による第二組合結成への策動

(一) 旧日産は、補助参加人組合が結成されるや、それを嫌悪し、直ちに反組合策動を開始し、第二組合である全金同盟日産金属工業労働組合(以下、同盟と略称する。)を結成させるに至った。

(二) 同盟は、補助参加人組合を抑圧、壊滅させる目的で、旧日産により、意図的に結成されたものである。

このことは、昭和四七年十一月九日付で作成された旧日産と同盟との間の労働協約書の表紙に、日産金属工業株式会社との文字がタイプで打刻されていることから窺い知ることができる。

実際にも、旧日産は、同盟を、補助参加人の組合活動を抑制し、補助参加人の旧日産に対する要求を押さえるために利用した。例えば、昭和四七年度の年末一時金の交渉について、旧日産は、補助参加人を労働組合として認めず、「滋賀で労働組合を結成しているところであるからそれまで待て。」との理由で、補助参加人からの再三にわたる団体交渉の要求を拒否し、旧日産と同盟との間で妥結した後初めて団体交渉に応じ、その後も、「同盟と同一条件で妥結せよ。」と迫った。同盟の御用組合的性格は、昭和四八年二月二七日の補助参加人と旧日産との団体交渉の際、同盟の組合長であった Y5 が旧日産側の一員として出席し、「旧日産の会社解散に応ぜよ。」との発言をしたこと、旧日産からの閉鎖の提案後に、大阪に来て、従業員の退職工作を行ったことから裏付けられる。また、旧日産は、同盟結成後、補助参加人組合を壊滅させるため、大阪本社工場の従業員に対し、補助参加人組合への加入を拒否して同盟へ加入するよう、種々の工作を施した。

(三) その結果、旧日産大阪工場における補助参加人の組合員数は、増加しなかった。

これは、ひとえに旧日産による右工作の結果である。

3 旧日産による擬装工場閉鎖の策動と不当労働行為

(一) 旧日産の大阪工場閉鎖提案から再開までの経過は、別紙命令書理由の第 1 の 5 に記載のとおりである。

(二) 原告らは、工場閉鎖の提案の理由として、大阪と滋賀に工場を分散したことにより、旧日産は経営上あまたの困難に直面するようになった旨主張する。

しかし、右は、決して大阪工場の工場閉鎖の真の理由ではない。このことは、工場閉鎖問題に関し、度々団体交渉がもたれてきたが、一度としてそのような理由が述べられたことはないこと、ダイキンから旧日産金属に発注される空調器部門は、主として、家庭用空調器部門がダイキン滋賀工場から旧日産滋賀工場へ、産業用空調器部門がダイキン金岡、淀川及び堺工場から旧日産大阪工場へ別れて発注されており、両工場は機能を分担していたこと、工場の分散は、企業の規模にかかわらず一般に数多く存在するところであって、それによって経営上の困難を生じることは考えられず、実際にも、そのような経営困難は生じていなかったこと、などからも明らかである。

工場閉鎖の提案当時、旧日産は、全体として順調な経営を営んでおり、およそ大阪工場を閉鎖する理由はなかった。

(三) 旧日産が、大阪工場の閉鎖を提案したのは、経営上の理由からではなく、補助参加人の破壊を企図したものに外ならない。即ち、補助参加人は、その結成後、前記の如き要求書を掲げて労働条件の改善、及び労働者の権利の確立を明確に宣言して、補助参加人の委員長 X 2 の有給休暇に対する未払賃金を支払わせたり、しばしば団体交渉をもって、補助参加人の存在及び交渉権を確認させ、更には、昭和四七年度冬季一時金の支給、及び昭和四八年一月以降の賃金引上げを容れさせる成果をあげた。旧日産は、補助参加人の右の如き基本姿勢と組合活動とを著しく嫌悪し、前記の如き御用組合の結成、補助参加人組合への加入の妨害、冬季一時金交渉に際しての補助参加人の無視、その他後述の如き労務屋の導入と組合員に対するいやがらせの挙に出たが、それらは、いずれも不成功に終わった。そこで、旧日産は、大阪工場には嫌悪すべき補助参加人が存在し、大阪工場を閉鎖すれば、組合員が滋賀工場へ転勤することは不可能であるから、退職せざるをえなくなり、その結果、補助参加人を消滅させることができるであろうし、仮に転勤ができたとしても、補助参加人の上部団体、支援団体からの援助が不可能となり、そうなれば、女性二名のみで構成されている補助参加人を破壊することが容易になるものと判断して、滋賀工場は、昭和四五年一二月に新設され、昭和四六年から稼働を始め、昭和四七年一〇月の補助参加人の結成まで、大阪工場及び滋賀工場が共存し、大阪工場の閉鎖などまったく問題となったことはなかったのにもかかわらず、補助参加人の結成後二、三ヶ月足らずの間に、前記の如きの様な補助参加人に対する嫌悪及び破壊策を講じたうえ、その意図を貫く手段として、大阪工場の閉鎖の提案をするに至ったものである。

(四) また、旧日産による大阪工場閉鎖の提案は、次のとおり補助参加人組合員に対する恫喝の手段としてなされたものであった。

旧日産の専務取締役 Y 2 は、昭和四七年一二月一二日、旧日産の事務所において、前記 X 2 及び X 3 の両名に対し、なんらの理由も明らかにすることなく突然に、「昭和四八年一月いっぱい会社を閉鎖する。」と申し渡した。右 Y 2 は、その前日には、大阪工場をモデル工場にすると提案したばかりであったのである。

しかし、右提案は、補助参加人の上部団体の地域役員の交渉によって、一旦は撤回された。

旧日産は、右提案により、補助参加人を恫喝すると共に、昭和四七年一二月二三日、一時金についての団体交渉の際、突如、旧日産側の一員として、労務屋である Y 6 某を加えた。同人は、かつて他の会社において労働組合対策に従事してきたものであるが、団体交渉の当日初めて旧日産に姿を現わし、その後も旧日産の仕事は一切せず、労働組合対策のみに携わっていたものであって、いわゆる労働組合壊滅のために雇われた労務屋であることが明らかであった。

右 Y 6 某は、昭和四八年一月、前記 X 2 及び X 3 に対して、退職を強要したり、他の従業員に対し、「右両名の退職に協力してほしい。」旨働きか

けるなど、補助参加人の破壊のための言動を続けた。

- (五) 前記 X 2 及び X 3 の両名は、いずれも主婦であって、しかも夫や子供と同居して夫と共稼ぎをしていたから、滋賀工場へ転勤することは、家庭の破壊をもたらすことが火を見るより明らかであったのであり、旧日産は、このことを充分知りつつ、右両名に転勤か退職かの二者択一を迫ったものであって、二者択一とはいいいながら、退職の途しか残されていなかった。就職先の斡旋をするといいながら、それも実際にはなされず、結局は、体の良い右両名の追い出し策にほかならなかったのである。

他方、旧日産は、補助参加人の組合員である右両名に対し、昭和四八年一月一五日の工場閉鎖提案に至るまで、執拗に退職工作をしており、昭和四八年二月三日頃には、旧日産の専務取締役 Y 2 において、従業員の Z 1 に対し、「おばはん(X 2)ら二人を辞めさせるために工場をいったん閉めるから、一ヶ月位下請の不二金属という企業で働いてくれ。おばはんらが辞めたら再開するから、また戻ってきてくれ。」と擬装退職を勧告したのであって、旧日産の計画に従って退職した従業員についても、工場閉鎖に合理的理由があつて、退職したものである。

そもそも、前近代的、劣悪な労働条件の下で、短期間で辞めていく従業員が多い旧日産においては、閉鎖の提案がなされれば、その理由の有無を問わず退職する者が多く出ることはもとより、理由がなく右提案がなされるような会社に対しては、嫌気を催し、将来に対する希望を失って辞めていく者が多出事も当然の事象であり、中小企業においてはそれに抗すべき手段もないのが実態である。転勤についても、同様の理由から、会社の言うがままにならざるをえない。

旧日産は、従業員の右の如き心理状態を利用し、補助参加人の組合員についても、同様の状態に追い込むことにより、退職せざることを得なくすることを企図して、右 X 2 及び X 3 を追い出すことを策したものである。

4 大阪工場再開後の旧日産による不当労働行為

旧日産の大阪工場は、昭和四八年七月に再開されたが、右再開後も、旧日産の補助参加人に対する嫌悪の姿勢は変らなかった。すなわち、

- (一) 旧日産は、昭和四八年七月一日頃から同年一〇月一三日頃まで、Y 4 総務課主任を使って、補助参加人組合員の行動を逐一チェックし、行動監視記録を作成した。このことは、昭和四八年十一月一日になって発覚し、右 Y 4 主任及び Y 1 は、右事実を認め、補助参加人に対し謝罪した。
- (二) 旧日産は、旧日産と補助参加人間の昭和四八年七月四日付協定書の事前協議及び同意約款を無視し、女子従業員三名及び Y 7 技術部長と Y 8 (X 4 とは別人) 人事部長を一方向的に雇用したが、これは、補助参加人に対する対策であった。

5 大阪日産と滋賀日産への法人分離

- (一) 旧日産は、昭和五〇年七月一日、本社を現在の原告滋賀日産の所在地へ移転し、昭和五〇年八月一日、原告大阪日産と原告滋賀日産とに分離された。

その経過は、別紙命令書第一の6に記載のとおりである。

(二) 法人分離について問題となるのは、旧日産から昭和五〇年六月に提案された法人分離の意図である。

原告は、法人分離の理由として、前記四の2(一)(10)①ないし⑧の八項目を挙げているが、それは、いずれも、旧日産が昭和五〇年六月六日に提出した分割目論見書に記載されているところのものと同じである。

しかしながら、それはいずれも法人分離の理由になりえないものである。即ち、①は、単なる事実の記述に過ぎないのであって、法人分離の根拠を示したのではなく、しかも、右事実自体も、法人分離と無関係のものである。②ないし⑤は、複数の工場を有する企業が多数存在し、各工場毎に機能を分担し、適切に運営されている世間一般の通例から考えて、それ自体分離の必要性を導き出すものではない。⑥については、二個の法人となれば、むしろ競争意識が鈍摩することが通例となっていることからして、分離の理由たりえない。⑦、⑧も単なる事実の記述であり、それらは、各工場の個性を生かすという健全な運営のための手段たりえても、法人分離の理由とはならない。

以上の如く、原告が理由としているところのものは、いずれも法人分離についての経営上の合理性を理由付けておらず、法人分離をもっともらしく説明するための理屈に過ぎない。

右法人分離の真の意図は、次のとおり、別のところにあったのである。即ち、第一に、滋賀工場に大阪工場の労使関係についての責任が及ぶことを回避すること、第二に、大阪工場における労働条件が滋賀工場の労働条件に影響を及ぼす事態を回避すること、第三に、これが最も重要であるが、大阪工場のみを閉鎖し、原告滋賀日産の存続を図る基礎を用意すること、などであった。

そのうち、第二の意図は、旧日産が、団体交渉の際、法人分離の提案の理由として、滋賀工場の労働者が一時金や、賃金等の労働条件について、大阪工場より劣悪であることに不満を抱き、大阪工場と同一水準にせよと要求し、それにより、経営上不都合な事態が生じていると説明していること、及び、旧日産が、前記目論見書において、分割の理由として挙げた前記④において、婉曲的に表現されているところによって窺い知ることができる。

第一及び第三の意図は、法人分離後における、原告大阪日産の次の如き経営姿勢が雄弁に物語っている。

(1) 原告大阪日産の代表者 Y 2 は、法人分離後、それまでも増して原告大阪日産へ入社しなくなり、二、三日に一回、しかも一回三〇分に過ぎないという状態であった。

(2) 原告滋賀日産は、原告大阪日産への発注の努力をまったくなさなかった。原告滋賀日産は、ダイキンから受注が十分にあり、順調な経営であったのにもかかわらず、意図的に原告大阪日産への発注をなさなかった。また、国鉄からの製罐関係の大きな発注があったのにもかかわらず、これを受注量の不足していた原告大阪日産へ回さず、外注に出すありさま

であった。

- (3) その他にも、原告らは、原告大阪日産の事業の発展にまったく努力しなかった。この点につき、原告らは、分離後にも、住宅用扉、フェンス、フラワースタンドの製作に努力した旨主張しているが、それは、すべて法人分離前の仕事である。また、原告滋賀日産は、「原告大阪日産に資金援助をすれば取引銀行からクレームをつけられる。」との口実のもとに原告大阪日産への資金援助を怠った。

補助参加人は、旧日産のそれまでの補助参加人を嫌悪する姿勢及び閉鎖策動から、右意図を見抜き、法人分離に反対せざるをえなかった。しかし、補助参加人は、旧日産の強引さと、旧日産は、その主張がとおらなければ、経営を放棄してきた過去の例とに鑑み、そのような事態を回避するために、法人分離後の原告らの責任の一体性を認めさせることを条件に、法人分離に同意せざるをえなかった。

6 本件解散及び解雇に至った経過

- (一) 補助参加人は、原告滋賀日産に対し、原告大阪日産への発注を要請し、ダイキンに対し発注の増加の要請をし、あるいは補助参加人において新たな受注先の紹介をし、さらに、運営資金の確保などに八方努力をして、昭和五一年以降意図的に経営を放棄してきた原告大阪日産の経営姿勢を変えさせるべく説得を重ねた。

しかし、その甲斐なく、原告滋賀日産代表者 Y 1 は、昭和五二年五月一日、突如として原告大阪日産の閉鎖を提案した。そして、それに次いで、原告大阪日産は、昭和五二年六月一日、不渡手形を出すに至った。この手形不渡は、原告大阪日産の閉鎖、解散を強行するため意図的になされたものにほかならない。なぜなら、

- (1) 不渡金額は、一二〇万円に過ぎなかったところ、不渡の出た翌日である昭和五二年六月二日には、原告滋賀日産から約一〇五万八五四七円の入金がなされ、それにより不渡処分を免れた。
- (2) 不渡手形の債権者のうち三社には、不渡後間もなく、原告大阪日産からの支払がなされている。
- (3) 不渡手形の債権者については、いずれも原告滋賀日産との取引関係を維持するため、話し合いによって不渡手形となることを回避することが可能であった。
- (4) 昭和五二年六月一日には、多くの企業に少額の借入金の返済が行なわれているから、当時資金不足であったならば、従来からの取引関係からして、話し合いにより借金の返済を保留することが可能であった。
- (5) 原告大阪日産の代表者 Y 2 は、昭和五二年五月三〇日の補助参加人との団体交渉の際、原告大阪日産の実印は、原告滋賀日産の代表取締役が保管しているとの発言をしており、これは、原告滋賀日産が原告大阪日産についての実権を有していたこと及び Y 4 総務主任の発言からみて、真実に合致している。この発言について原告らは、「企業設備一切を補

助参加人に丸取りされることを防ぐため、偽りの発言をした。」と主張するが、原告大阪日産の工場敷地、建物の大部分は Y 9 の所有であり、かつ、いずれも根抵当権が設定されていたから、譲渡協定書を交したところで、補助参加人が企業設備を丸取りすることにはならない。しかも、その後、補助参加人がそれを使用協定書の交換に切り替えたことから明らかなように、補助参加人は、債権者が工場の機械類を持ち出し、それが散逸することを防止するために、右譲渡協定書を交させたものである。

なお、前記 Y 2 は、右不渡前の昭和五二年五月二八日、補助参加人組合員に対し、「どうしても一二〇万円の用意ができないから手形の不渡りを出すかもしれない。」との予告をした。

右のとおり、原告大阪日産が、閉鎖の提案後、手形不渡の予告をし、それを回避できたのにもかかわらず、あえて手形を不渡としたのは、補助参加人をして、企業閉鎖の途しかないと信じさせ、それへの反対を諦めさせるための布石としたものである。

- (二) 補助参加人は、右不渡発生以降、原告大阪日産の経営を立て直すべく、原告大阪日産の代表者 Y 2 を通じて原告滋賀日産の代表者 Y 1 の団体交渉への出席を再三要求した。これに対して、Y 2 は、「昭和五二年五月一三日の団体交渉では、大阪日産を閉鎖したいとは発言していない。誤解されては困る。そのように Y 1 が言っている。誤解だから別に心配しなくてもいい。だから団体交渉に Y 1 が出席する必要はない。」旨繰返すのみであった。

昭和五二年六月二一日、同年九月二八日、同年一〇月五日、同年一〇月二七日の各団体交渉においては、主として補助参加人から、原告大阪日産代表者 Y 2 に対する経営努力をすることの要請と、原告滋賀日産代表者 Y 1 の団体交渉への出席の要請とに終始した。Y 2 は、前者の点についてはのらりくらりとした態度であり、後者については言い訳をするのみであって、同人からは企業閉鎖及び解散の話は一切出されず、その点について協議はまったくなされなかった。

他方、補助参加人は、窮地を脱するため、自らダイキンと交渉し、原告大阪日産の運転資金として、原告滋賀日産に一〇〇〇万円の融資をさせることに成功した。しかし、原告滋賀日産の代表者 Y 1 は、右のうち、七〇〇万円しか原告大阪日産に渡さず、三〇〇万円は、原告滋賀日産に充ててしまった。しかも、補助参加人は、六ヶ月分の未払賃金のうち三ヶ月分(総額一二〇万円)しか受取ることをせず、それ以外を原告大阪日産の運転資金に充てさせるとの協力をしたのにもかかわらず、Y 2 は、自ら一〇〇万円を費消し、かつ、同人の昭和五二年一月から四月までの手当として約一〇一万円を受取った。

ともあれ、補助参加人の努力により、原告大阪日産の閉鎖の提案は、しばらくの間持ち出されることはなかった。

- (三) 昭和五二年一〇月二七日の原告大阪日産と補助参加人との団体交渉は、原

告大阪日産の代表者 Y 2 の「原告大阪日産は、私の一存ではどうしようもないところにきている。」との発言に代表されるとおり、原告大阪日産の消極的態度に終始したが、これに対し、補助参加人は、原告大阪日産の経営努力を要請し、その結果、最終的には、次のとおりの確認が交された。

- (1) 原告大阪日産は、昭和五二年一〇月二八日、補助参加人が原告大阪日産に仕事を回してもらおうべく見つけてきた会社の経営者と会うこと。
- (2) 原告大阪日産は、資金導入について原告滋賀日産の代表者 Y 1 と十分に話し合うこと。
- (3) 原告大阪日産は、昭和五二年十一月三日または同月四日のいずれかに、再度団体交渉に応じ、その際、Y 1 も出席させること。

しかしながら、Y 2 は、翌日、原告大阪日産から逃亡し、その後原告大阪日産に姿を見せなかった。

そこで補助参加人は、Y 1 に対し再三団体交渉の申し入れを行ったが、同人はそれに応じなかった。

Y 2 及び Y 1 は、右のような反組合同的言動をとり続けたほか、次のとおり、意図的に原告大阪日産を破滅させる行動をとり続けた。

- (1) 昭和五二年十一月一八日、ダイキンから、原告滋賀日産に対して、原告大阪日産向けの発注がなされたのにもかかわらず、その発注の主要部分について、納期である昭和五二年十一月二八日より遅れた同年十一月三〇日になって、それを原告滋賀日産から原告大阪日産へ郵送するなど、意識的に仕事を不可能ならしめた。
- (2) 昭和五二年十一月七日頃、Y 2 と Y 1 がダイキン金岡に赴き、原告大阪日産への発注を断った。
- (3) Y 2 と Y 1 は、昭和五一年九月頃、有限会社瀬戸内興業なる別会社を設立し、本社を Y 2 の自宅に置き、原告大阪日産の総務課主任 Y 4 を取締役とし、Y 2 が一〇〇万円を出資した。瀬戸内興業は、その経費を原告大阪日産で清算したり、原告大阪日産の仕事を自ら行うなど、明らかに原告大阪日産の別会社であり、昭和五二年一〇月以降、その営業活動が強化された。
- (4) 補助参加人が、原告大阪日産に紹介した受注先は、再建のために有力な手掛りとなりえたのにもかかわらず、Y 2 は、意図的にそこからの受注を不可能ならしめた。

7 不当労働行為意思

- (一) 旧日産は、補助参加人組合員である前記 X 2 及び X 3 に反感を抱き、それを嫌悪しており、可能ならば旧日産から排除したいとの願望を有していたところ、それが法人分離後の原告らにも、受け継がれたものであって、それは、原告らの反組合同的感情に変化が無いこと、及び法人分離後における原告らの前記行動から明らかである。
- (二) 旧日産の営業状態の悪化は、旧日産が補助参加人を嫌悪し、閉鎖提案の前後において、意図的に営業努力の放棄、及び、法人分離後における補助参加

人壊滅のための原告大阪日産についての破壊工作によって、もたらされたものである。このようなことがなければ、原告大阪日産の経営は決して悪化することはなかった。

次に、原告大阪日産の代表者 Y 2 は、補助参加人を破壊するために自殺的行為に出たものであって、経営者によるそのような行為は、幾多の事例を有し、決して、企業にとって利益がないものではない。

- (三) 以上要するに、本件解散及び解雇は、補助参加人が結成されて以来、旧日産及び原告らがとった一連の組合敵視行為に基づくところの経営努力の放棄の結果であって、その決定的動機は、不当労働行為意思にあるものである。このことは、原告らの営業状態が悪化していたとしても、なおかつそれが解雇の決定動機とはならなかったであろうことから明らかである。

8 不当労働行為による会社解散及び解雇の無効

- (一) 株式会社の解散決議が反労働組合的意図でなされた場合、その決議は、不当労働行為として無効である。

職業選択の自由ないし営業の自由は、自由競争を前提とする資本主義のもとにおいて、これを認めることがより公益に合致することから保障されているに過ぎず、従って、公共の福祉を確保するためには、営業の開始や継続について多くの制約を受け、営業の廃止についてもその例外とはなりえない。

しからば、全従業員ないしは労働組合員全員を解雇することによって、労働組合を壊滅させることを図った企業の廃止は、営業の自由(廃止の自由)の濫用であり、民法九〇条の公序良俗に反するものとして無効というべきである。このように解しないと、通常的不当労働行為による解雇が無効であるのに対して、それが会社解散に伴う全員の解雇の場合であれば、有効であるとの不合理な結果を招くことになる。

営業の自由といえども、今日においては、大幅な制約が認められていること前記のとおりであるから、不当労働行為を禁止して、労働者の権利を具体的に保障した労働組合法を前提とする以上、不当労働行為を構成する会社の解散は制約を受け、その効力を否定されるべきである。

従って、補助参加人の壊滅を目的としたことが明らかな本件解散決議は、憲法二八条、労働組合法七条一号、三号に違反し、企業廃止の自由を濫用したものであって、公序良俗に反するから無効であり、右解散決議に基づいて行なわれた本件解雇も、無効である。

- (二) 仮に、解散決議は有効であったとしても、本件解雇は無効である。

企業廃止の自由を根拠として、解散を有効としても、不当労働行為を理由として解雇を無効とすることを妨げるものではなく、それによって、企業主が営業を継続せざるをえなくなったとしても、それは企業主が労働契約上の賃金支払、ないしは、損害賠償等の義務を負担することとなるため、間接的に労務の提供を受領することを強制される結果となるに過ぎず、直接に営業の自由を侵害することにはならない。

従って、前記のとおり不当労働行為であることが明らかな本件解雇は無効

である。

9 原告滋賀日産の責任

- (一) 原告滋賀日産と原告大阪日産とは、形式上別法人ではあるが、次の理由から、実質上同一企業である。
- (1) 原告滋賀日産の工場は、元来、旧日産の一工場であったところ、旧日産の本社を大阪工場から現在の原告滋賀日産の工場に移転すると共に、旧日産の従前の本社所在地に原告大阪日産を設立した。
- (2) 旧日産と補助参加人との間で、原告大阪日産と原告滋賀日産とは、補助参加人に対する責任の関係で一体であるとの合意があることを前提に、法人分離がなされた。
- (3) 原告らは、共にダイキンの下請として、産業用及び家庭用空調器部品のプレス加工等を営み、原告大阪日産は、原告滋賀日産がダイキンから受注した仕事を回してもらい形で行い、ダイキンからの指示も、原告滋賀日産を通じて、原告大阪日産になされていた。
- (4) 原告滋賀日産と原告大阪日産との役員は、ほとんど Y 1 一族で占められており、そのうち、Y 2 と Y 1 0 とが共通の取締役であり、監査役も共通である。
- (5) 原告滋賀日産は、法律上も旧日産と同一企業体であり、原告らの株主のほとんどは共通である。
- (二) 原告滋賀日産と原告大阪日産との同一性を持ち出すまでもなく、右原告らと補助参加人との間で法人格分離後も、原告らの補助参加人に対する責任は一体である、との合意を内容とする労使の協定書が交されている。
- (三) いずれにしろ、原告大阪日産の不当労働行為について、原告滋賀日産も、その責任を免れることができない。

10 その他の点について

訴外 X 1 と原告大阪日産との雇用関係、賃金の未払、夏季一時金の締結、及び、労働災害による一時金、休業補償給付の法定外補償の締結については、別紙命令書に記載のとおりである。

補助参加人の組合員に対する賃金、夏季一時金の未払、及び、労災補償金の未払が、いずれも原告らの一連の不当労働行為から考えて、補助参加人組合員の動揺を誘い、補助参加人組合の壊滅を企図したものであるといわざるを得ず、不当労働行為を構成することは明白である。

- 七 補助参加人の主張に対する原告らの認否
補助参加人の右主張は争う。

第三 証拠

一 原告ら

- 1 甲第一ないし四号証、同第五号証の一ないし六、同第六ないし一一号証の各一、二、同第一二ないし一七号証、同第一八号証の一ないし三、同第一九、二〇号証、同第二一号証の一ないし三、同第二二号証の一、二(作成者は Y 4)、同第二三号証、同第二五号証、同第二六号証の一、二、同第二七号証、同第二八号証の一

ないし四

- 2 原告日産金属工業株式会社(滋賀県所在)代表者 Y 1
- 3 乙号各証の成立は認める。
- 4 丙第五号証、同第九号証、同第一一ないし一三号証、同第一四号証の一、二、同第一七号証の一、三、同第二一号証の一、二、同第三〇号証、同第三六号証、同第四二号証の一、二、同第四四号証の一ないし一八、同第四七号証の一ないし四、同第五四、五五号証、同第五七号証の各成立は不知、丙第二九号証のうち、日産金属工業株式会社作成名義部分の成立は否認し、その余の部分の成立は不知、丙第三二号証、同第三四号証、同第三七、三八号証、同第三九、四〇号証の各一、二のうち、各官公署作成部分の成立は認めるが、その余の部分の成立は不知、丙第四九号証のうち、公証人作成部分の成立は認めるが、その余の部分の成立は不知、その余の丙号各証の成立は認める。

二 被告

- 1 乙第一ないし八号証
- 2 甲第一二ないし一五号証、同第二二号証の一、二の各成立は不知、甲第二六号証の一、二、同第二七号証の各原本の存在及び成立は認め、その余の甲号各証の成立は認める。

三 補助参加人

- 1 丙第一ないし三号証、同第四号証の一ないし三、同第五号証、同第六号証の一ないし五、同第七ないし一三号証、同第一四号証の一、二、同第一五号証の一ないし五、同第一六号証、同第一七号証の一ないし四、同第一八号証の一ないし三、同第一九号証、同第二〇号証の一、二、同第二一号証の一ないし六、同第二二号証、同第二三、二四号証の各一ないし三、同第二五、二六号証の各一、二、同第二七号証、同第二八号証の一、二、同第二九、三〇号証、同第三一・一号証の一、二、同第三二ないし三四号証、同第三五号証の一ないし八、同第三六ないし三八号証、同第三九、四〇号証の各一、二、同第四一号証、同第四二号証の一、二、同第四三号証の一ないし三、同第四四号証の一ないし一八、同第四五、四六号証の各一、二、同第四七号証の一ないし四、同第四八ないし五七号証、同第五八号証の一、二、同第五九、六〇号証
- 2 証人 X 7
- 3 甲第一二ないし一五号証、同第二二号証の一、二の各成立は不知、甲第二六号証の一、二、同第二七号証の各原本の存在及び成立は認め、その余の甲号各証の成立は認める。

(理由)

- 一 補助参加人が被告に対し、原告らを被申立人として不当労働行為に対する救済の申立をしたところ(大阪府地方労働委員会昭和五三年(不)第四号不当労働行為救済申立事件)、被告が、昭和五四年一〇月五日付をもって、原告らに対し、別紙命令書の主文記載の命令を発し、右命令は、同日原告らに交付されたこと、以上については当事者間に争いがない
- 二 本件命令の適否

そこで、本件命令の適否について判断する。

1 当事者

原告らの前身である日産金属工業株式会社(旧日産)は、昭和三一年四月一二日、大阪市大正区泉尾松之町に設立され、昭和三九年二月、ダイキン工業株式会社の指定外注工場となり、昭和四一年六月、事業の拡張に伴い、本社及び工場を大阪市大正区千島一丁目三番六号(現在の原告大阪日産の所在地)に移転したこと、その後旧日産は、昭和四五年一二月、滋賀県甲賀郡石部町大字石部二〇六番地(現在の原告滋賀日産所在地)に滋賀工場を新設し、昭和五〇年七月一日、旧日産の本社を右滋賀工場に移転したこと(これが原告滋賀日産である)、昭和五〇年八月一日、原告滋賀日産の大阪工場が同原告から分離され、原告大阪日産が設立されたこと、原告滋賀日産と原告大阪日産とは、いずれも訴外ダイキンの下請として、産業・家庭用空調器部品のプレス加工を営んでいたこと、旧日産大阪工場の従業員 X 2 及び X 3 は、昭和四七年一〇月一日、総評全国金属労働組合に加入し、補助参加人組合を結成したこと、以上の事実は、原告らと被告との間で争いがなく、また、弁論の全趣旨によれば、原告大阪日産設立後の補助参加人は、右原告大阪日産に勤務していた従業員によって組織する労働組合であったこと、X 2、X 3、X 8、X 4、X 5、X 6 は、いずれも原告大阪日産の従業員であって、補助参加人の組合員であったことが認められ、右認定に反する証拠はない。

2 原告らの解散と解雇

原告大阪日産が昭和五二年一二月二〇日の株主総会決議により解散(真実解散)し、また、原告滋賀日産が昭和五三年三月二五日の株主総会決議により解散したこと、原告大阪日産が、右解散に伴い、昭和五二年一二月二六日付解雇通知書をもって、その従業員 X 2、X 3、X 8、X 6、X 5、X 4 の六名を解雇したこと(本件解雇)、なお、右解雇通知書には「これ以上企業継続の見込が立たないため、会社解散の手続をとり、全員解雇のやむなきに至ったので解雇を通知する。未払賃金、退職金、解雇予告手当を一二月三〇日に支払うので、清算事務所へ来られたい。」との旨記載されていたこと、原告大阪日産は、昭和五三年一月一日、右解雇された六名の従業員に対する昭和五二年一二月分までの未払賃金、解雇予告手当相当額、退職金相当額、X 4 の労働災害による法定外休業補償金の未払金を、大阪法務局に弁済供託をしたこと、以上の事実については、原告らと被告との間において争いが無い。(なお、補助参加人は、原告大阪日産が昭和五二年一二月二〇日開催の株主総会において解散の決議をしたことを争っているが、原告らと被告との間においては、右解散決議のあった事実は争いが無いところ、補助参加人の訴訟行為が被参加人の訴訟行為と抵触するときは、その効力を生じないから、本訴においては、前記の如く、右解散の事実は当事者間に争いが無いものとして扱うべきである。)

次に、被告は、X 1 は原告大阪日産の従業員であると主張しているところ、原告大阪日産は、右 X 1 は同原告の従業員ではないとして、右 X 1 に対しては、前記会社解散に伴う解雇の意思表示をしていないことは、弁論の全趣旨から明らかである。

3 本件解雇と不当労働行為

次に、本件解雇が不当労働行為として無効であるか否かについて判断する。

- (一) 本件解雇は、前述の通り、原告大阪日産の真実の解散に伴ってなされたものであるところ、原告は、真実の会社解散に伴う解雇については、不当労働行為は成立しないと主張しているのに対し、被告は、真実の会社解散に伴う解雇についても不当労働行為は成立するとし、本件解雇は、補助参加人組合の壊滅を目的とした不当労働行為であって無効であると主張しており、補助参加人も、全従業員ないし労働組合員全員を解雇することによって、労働組合を壊滅させることを図った企業の廃止(会社の解散)は、営業の自由(廃止の自由)の濫用であり、公序良俗に反して無効であるから、これに従ってなされた本件解雇も不当労働行為であって無効であると主張している。

ところで、企業廃止の自由は、職業選択の自由、経済行動の自由の原則と表裏一体をなすものであって、企業の廃止は、株主(企業主体)の自由に委ねられており、労働組合のために、企業を存続しなければならないという法律上の義務はないというべきであるし、また、不当労働行為は、企業の存在を前提として初めて問題となる事柄であって、企業の消滅を目的とする会社の解散は、不当労働行為以前の問題というべきであるから、会社の解散が、仮に、組合の結成や従業員の組合活動を嫌悪し、組合を壊滅させ、組合活動を阻止する目的でなされた場合であっても、後記の如き特段の事情のない限り、原則として、会社の解散は有効であって、右解散に伴う従業員の解雇についても、不当労働行為を構成しないものと解すべきである。

しかしながら、企業廃止の自由、職業選択の自由は、もとより他の自由権と同様に無制限なものではなく、そこには、他の社会的経済的諸利益との調和や、その他公共の福祉による一定の制限があると解すべきところ、憲法や労働組合法で、労働者の団結権を保障している現行法制のもとでは、労働組合の健全な育成発展をはかることも、その社会的経済的秩序の要請であるから、企業主体の有する企業廃止の自由と雖も、絶対無制約なものではなく、右の如き社会的経済的秩序の要請に一定の限度で服さなければならないものと解すべきである。従って、当該企業を取りまく社会的経済的環境、企業の資産、資金、営業内容等の諸状況から、極めて容易に企業経営を継続していくことのできる状況にあり、社会的経済的には、企業を廃止する理由も必要も全くないのにも拘らず、専ら、労働組合の結成や、従業員の組合活動を嫌悪し、労働組合を壊滅させ、組合活動を阻止する目的のみをもって、企業廃止(会社解散)をすることは、企業廃止の名の下に、経済的弱者である労働者の団結権等労働基本権を一方的に抑圧するものというべきであるから、右の如き場合の企業廃止すなわち会社の解散は、権利の濫用であり、ひいては公序良俗に反するものとして、当然無効というべきである。そして、会社の解散が、右のように、権利の濫用として許されず、ひいては公序良俗に反して無効な場合には、右解散に伴う解雇も、不当労働行為として無効と解すべきである。なお、右の場合、会社は存続することになるけれども、その営業活

動は必ずしも企業主体自らが行う必要はないし、かつ、これを法律上強制されることもないから、会社の解散を無効とし、その存続を認めても、企業主体に対し、何ら憲法一八条で禁止している強制労働を強いることにならないものと解すべきである。また、右の場合の会社解散(の決議)の無効は、必ずしも、訴えによってのみ主張する必要はなく、不当労働行為の救済に関する訴訟の前提問題としても主張し得るものと解するのが相当である。けだし、会社解散の決議が、強行法規や公序良俗に反する場合は、その決議は、当然かつ絶対に無効というべきであるから、必ずしも無効確認の判決を待つまでもなく、何人から何人に対しても、何時、如何なる方法でも、その無効の主張を認めるのが相当であり、ただ、訴えによった場合にのみ、第三者に対してもその効力が生ずると解するのが相当であるからである。

- (二) これを本件についてみるに、原告大阪日産が会社解散の決議をした昭和五二年一二月二〇日当時、右原告大阪日産は、極めて容易にその企業経営を継続していくことができる状況にあり、社会的経済的に企業を廃止する理由も必要もなかったとの事実を窺わせる成立に争いのない乙第四号証、同第八号証、証人 X 7 の証言により真正に成立したものと認め得る丙第三六号証の各記載内容、及び、証人 X 7 の証言はいずれもたやすく信用できず、他に右事実を認め得る証拠はない。

却って、前掲乙第四号証、同第八号証(但し、その記載内容中、前記信用しない部分は除く)、成立に争いのない甲第二、三号証、同第二五号証、同第二八号証の一ないし四、乙第五号証、丙第二二号証、同第二三、二四号証の各一ないし三、同第二五号証の一、二、同第二七号証、同第二八号証の一、二、原告滋賀日産代表者 Y 1 本人尋問の結果により真正に成立したものと認められる甲第一二ないし一五号証、同第二二号証の一、二、証人 X 7 の証言(但し、前記信用しない部分は除く)、原告滋賀日産代表者 Y 1 本人尋問の結果に弁論の全趣旨を総合すると、次の事実を認めることができる。すなわち、

- (1) 旧日産は、訴外ダイキンの下請をしていたところ、昭和五〇年六月頃の経営状態は悪く、固定資産約六四〇〇万円に対し、長短借入金等の負債が約一億四〇〇〇万円もあって、赤字経営であったこと、
- (2) そこで、旧日産は、前記のとおり、昭和五〇年七月一日、本店を滋賀工場に移転し(これが原告滋賀日産である)、ついで、昭和五〇年八月一日、大阪工場を旧日産から切離し、新たに資本金三〇〇万円原告大阪日産を設立したこと、そして、原告滋賀日産が、右滋賀工場を使用して、家庭用空調器用の打抜プレス板金加工部品の製造等をし、原告大阪日産が、右大阪工場を使用して、産業用空調器用の打抜プレス板金加工部品の製造、独自の開発にかかる建築関係製品の製造と、併せて原告滋賀日産が受注した家庭用空調器用部品の仕事を随時まわしてもらったものの製造等をする事とし、これによって、原告滋賀日産及び原告大阪日産の営業成績の向上をはかったこと、

なお、旧日産すなわち原告滋賀日産は、原告大阪日産が設立されるに当り、補助参加人に対し、原告大阪日産設立後も、原告滋賀日産と原告大阪日産とは、その責任において一体である旨の確約をしていること(西第二三号証の一参照)、

- (3) 右の如く、原告大阪日産は、その設立後、ダイキンからの産業用空調器用の打抜プレス板金加工部品の製造、旧日産開発にかかるスチール門扉等住宅用設備、原告滋賀日産からまわしてもらったダイキン発注にかかる家庭用空調器用の打抜プレス板金加工部品の製造等を行ってきたが、前二者の受注量が伸びず、原告滋賀日産からまわしてもらう仕事量も、景気低迷のため、ダイキンから原告滋賀日産に対する発注量の不振、ダイキンの原告滋賀日産を重視する経営方針を受け継いだ原告滋賀日産の原告大阪日産への発注量の抑制等から、原告大阪日産の受注量が減少したこと、
- (4) そして、右ダイキンの方針を察知した原告大阪日産の代表取締役 Y 2 の経営に対する熱意の欠如もあって、補助参加人らが、ダイキンに対し、発注量増加の要請をし、また、原告滋賀日産が原告大阪日産に相当の融資をしたにもかかわらず、原告大阪日産の営業成績は極めて悪かったこと、
- (5) そのため、原告大阪日産は、その従業員に対する昭和五一年度の夏季一時金も、訴外労働金庫から金三〇〇万円を借受けてこれを支払い、昭和五二年一月になってからは、その資金不足から、わずか一〇名にも満たない従業員に対し、約六ヶ月間も賃金の遅配が生じたし、さらに、昭和五二年六月一日には、同年五月三十一日満期の額面一二〇万円の約束手形を不渡とするに至ったこと、
- (6) ところで、原告滋賀日産は、さきに補助参加人に対し、原告滋賀日産は原告大阪日産とその責任は一体である旨約していたけれども、原告滋賀日産は、昭和五二年五、六月当時において、原告大阪日産に対し、合計約一五〇〇万円の融資をしており、かつ、当時、原告滋賀日産も赤字経営であったので、原告滋賀日産には、原告大阪日産に融資をして、これを支援する余裕がなかったこと、そこで、その頃、原告滋賀日産の代表取締役 Y 1 や原告大阪日産の関係者らが、補助参加人に対し、原告大阪日産の事業を閉鎖するようになりたいと申入れたこと、
- (7) しかし、補助参加人がこれに応じなかったので、原告滋賀日産の代表取締役 Y 1 や補助参加人らが、ダイキンにその支援方を要請した結果、原告大阪日産は、原告滋賀日産を介してダイキンから融資を受けるなどして、その事業を継続していたところ、その後も、ダイキンからの受注量が思うように増えなかったこともあって、原告大阪日産の経営は益々悪化し、その累積赤字は増える一方であり、昭和五二年一一月頃には、代表者の Y 2 も一時出社しなかったこと等もあって、現実に操業を停止せざるを得なくなったこと、なお、原告滋賀日産も、引き続きその経営

不振から、その頃も、原告大阪日産を支援する余裕はなく、後記の如く、その後間もなく解散のやむなきに至ったこと、

- (8) 右のような状況の下で、原告大阪日産は、昭和五二年一〇月二七日頃、補助参加人に対し原告大阪日産の工場閉鎖の申し入れをし、同年十一月一九日付の書面をもって、補助参加人に対し、原告大阪日産を解散する旨を表明すると共に、前記のとおり、昭和五二年一二月二〇日開催の株主総会において、会社解散の決議をし、昭和五二年一二月二六日、従業員 X 2 外五名に対し解雇の通告をしたこと、
- (9) 次に原告滋賀日産は、原告大阪日産が設立された後も、ダイキンからの受注量が低迷し、業績があがらなかった上、原告大阪日産に対し、回収の見込がたたない多額の融資をしたため、それが経営を圧迫し、その収益は赤字であって、原告大阪日産が解散した昭和五二年一二月頃当時の経営内容は極めて悪かったこと、そして、原告滋賀日産は、昭和五三年二月中旬頃、ダイキンに対し、原告滋賀日産への資金援助及び発注量の増加か、さもなくば原告滋賀日産のダイキンへの吸収かを申し入れたが、そのいずれをも拒否されたこと、
- (10) そこで、原告滋賀日産は、その後、昭和五三年三月一五日その従業員で構成された全金同盟日産金属工業労働組合との間で、原告滋賀日産の解散に伴う従業員全員の解雇を承認すること等を内容とする協定を締結し、前記のとおり昭和五三年三月二五日開催の株主総会において解散決議をし、解散登記を経由したこと、

その後、原告滋賀日産は、工場、機械、敷地等全資産を売却し、債務の一部弁済をなしたが、最終的には、債務超過で全債務を弁済することはできないこと、

以上の事実が認められる。

- (三) そうだとすれば、原告大阪日産は、その解散決議をした昭和五二年一二月当時、その経営が極めて容易で、社会的経済的に解散する必要がなかったという状況にはなく、却って、その経営内容の極度の悪化から、企業経営を継続していくことは極めて困難であったというべきであるから、原告大阪日産の解散及び本件解雇が、被告及び補助参加人主張の如く、補助参加人組合の壊滅を目的としたものであったとしても、企業廃止自由の原則に照らし、右会社解散は有効というべきであり、したがって、右会社解散に伴ってなされた本件解雇については、不当労働行為は成立しないものというべきである。

よって、被告が、原告大阪日産の解散決議及びそれに伴う補助参加人組合員 X 2、X 3、X 8、X 4、X 5、X 6 に対する本件解雇を不当労働行為であるとして、それを前提に、原告大阪日産に対し、右解雇後の賃金の支払い、原職復帰、ポストノータイスを命じた部分(別紙命令書主文1の本文、1の(1)の一部、5、6の各命令部分)は、違法であるというべきである。

4 X 2 外五名の未払賃金

前掲乙第四、五号証、同第八号証及び弁論の全趣旨によれば、原告大阪日産が

前記解散をした昭和五二年一二月当時までに、その従業員である X 2、X 3、X 5、X 6 については昭和五二年七月分以降、同じく X 8 については同年一〇月分以降、同じく X 4 については同年一月分以降前記各解雇までの賃金を支払わなかったことが認められるところ、被告は、右 X 2 外五名に対する賃金の不払は、原告大阪日産が、補助参加人組合員の動揺を誘い、ひいては補助参加人組合の壊滅を企図したものであるから、不当労働行為であると主張しているが、右主張事実を副う前掲乙第八号証、官公署作成名義の成立に争いがなく、その余の部分につき、弁論の全趣旨によりその成立の認め得る丙第三七、三八号証、同第三九、四〇号証の各一、二の各記載内容はたやすく信用できず、他に右事実を認め得る証拠はない。

却って、前掲 3 の(二)に認定した事実、前掲甲第二二号証の一、二、乙第四、五号証、成立に争いのない甲第五号証の一ないし六、同第六ないし第一一号証の各一、二、原告滋賀日産代表者 Y 1 本人尋問の結果、並びに、弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。すなわち、原告大阪日産は、前述の通り、その経営不振から、昭和五二年一月以降、その従業員に対する賃金を遅配していたので、原告滋賀日産の代表者らが補助参加人に対し、会社解散(事業閉鎖)の申入れをしたが、補助参加人がこれを拒否したので、やむなく引き続きその事業を継続したこと、しかし、原告大阪日産は、昭和五二年七月以降も、その資金不足から、従業員に対する賃金を遅滞なく支払うことが困難であったので、その後、補助参加人組合やその組合員らの承諾を得て、従業員である X 2 外五名の賃金の支払を延期していたこと、そして、右 X 2 外五名の者も、昭和五二年一〇月頃までは、原告大阪日産の再建に協力する趣旨の下に、右賃金遅配を甘受し、当時、原告大阪日産に対し、前記賃金の遅配は組合弾圧であるとして、抗議をしたようなこともないこと、なお、原告大阪日産は、その後、X 2 外五名に対し、右未払賃金の弁済提供をしたが、同人らがその受領を拒否したので、原告滋賀日産を通じて訴外滋賀銀行から借入れた借入金をもって、昭和五三年一月右未払賃金の全額を弁済供託したこと、以上の事実が認められる。

してみれば、原告大阪日産が X 2 外五名に対し、昭和五二年七月分ないし一〇月分以降本件解雇までの賃金を支払わなかったのは、被告主張の如く、補助参加人組合員らの動揺を誘い、ひいては補助参加人組合の壊滅を企図したことによるものではなく、原告大阪日産の経営が不振で、右賃金を遅滞なく支払えなかったことによるものであるというべきであるから、右賃金の未払は、何ら不当労働行為を構成するものではない。のみならず、右未払賃金は、前記の如く、既に適法に弁済供託されて、その支払債務は消滅しているから、不当労働行為に対する救済命令でその支払を命ずることは、できないものというべきである。

よって、原告大阪日産に対し、右未払賃金の支払を命じた本件命令部分(別紙命令書主文 1 の(1)の一部分)も違法である。

5 昭和五二年の夏季一時金

被告は、原告大阪日産と補助参加人とは、昭和五二年七月頃、同年夏季一時金として、組合員一人あたり、賃金一ヶ月分(平均一三万円位)プラス一律一〇万円

の金額を支払う旨の合意が成立したと主張しており、前掲乙第八号証、丙第三七、三八号証、同第三九号証の一、二中には、右被告の主張に副う趣旨の記載がある。しかしながら、本件において、右夏季一時金に関する合意を記載した協定書等の書面は証拠として提出されていないし、また、前記3の(二)及び4に認定した如く、原告大阪日産は、その従業員に対する昭和五二年七月以降の賃金も、補助参加人組合の承諾を得て、その支払を延期していたような状況であったから、原告大阪日産が、昭和五二年七月頃、被告主張の如き夏季一時金を支払う旨の合意をしたものとはたやすく認め難いのであって、この点に関する前掲乙第八号証、丙第三七、三八号証、同第三九号証の一、二の記載内容はたやすく信用できず、他に右事実を認め得る証拠はない。のみならず、仮に、右夏季一時金に関する合意があったとしても、原告大阪日産が補助参加人組合を嫌悪してその支払をしなかったとの事実を窺わせる前掲乙第八号証、丙第三七、三八号証、同第三九号証の一、二の記載内容はたやすく信用できず、他に右事実を認め得る証拠はない。

してみれば、原告大阪日産が昭和五二年の夏季一時金を支払わなかったことをとらえて、これを不当労働行為であるとするにはできないから、原告大阪日産に対し、右夏季一時金の支払を命じた本件命令部分(別紙命令書主文1の(2)の部分)も違法である。

6 X 1に対する未払賃金

前掲乙第八号、成立に争いのない乙第一号証、丙第四八号証、証人 X 7の証言により真正に成立したものと認め得る丙第四一號証の一ないし四、証人 X 7の証言によれば、X 1は、昭和五二年七月一六日頃、原告大阪日産に雇用され、同原告から昭和五二年九月分までの賃金は受けとったが、それ以後の賃金は受けとっていないことが一応窺われなくはない。

しかしながら、被告主張の如く、原告大阪日産が、補助参加人組合員らの動揺を誘い、ひいては補助参加人組合の壊滅を企図して、X 1に対する昭和五二年一〇月分以降の賃金を支払わなかったとの事実を副う前掲乙第八号証、丙第三七、三八号証、同第三九号証の一、二の各記載内容はたやすく信用できず、他に右事実を認め得る証拠はない。却って、前記3の(二)及び4に認定した事実及び弁論の全趣旨からすれば、原告大阪日産は、経営不振で、その賃金を滞滞なく支払えなかったことと、前記解散の前後から、右 X 1が原告大阪日産の従業員であることを否定するようになったこととのため、右賃金を支払わなかったものと認めるのが相当であるから、右賃金の未払は、何ら不当労働行為を構成するものではない。

よって、原告大阪日産に対し、X 1に対する昭和五二年一〇月分以降の未払賃金の支払を命じた本件命令部分(別紙命令書主文2の部分)も違法である。

7 X 4に対する労災補償等

X 4が被告主張の労災事故によって受傷したことは当事者間に争いがなく、右事実、前掲甲第一一號証の一、二、乙第一号証、同第八号証、成立に争いのない丙第一九号証、同第四五、四六号証の各一、二、証人 X 7の証言、及び、弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。すなわち、原告大阪日産の従

業員であった X 4 は、昭和五一年一二月一〇日、プレス機械の操作中、機械の故障によって、右手の第二ないし第五指を切断し、右手の機能が不完全となって、昭和五二年一月一〇日まで休業したこと、右 X 4 の右傷害による障害等級は六級であること、ところで、原告大阪日産と補助参加人との間には、補助参加人組合員の労働災害による補償については、法定外補償を行う旨の協定があり、障害等級六級の場合に原告大阪日産の補償すべき一時金の額は三五〇万円であるところ、原告大阪日産は、これを支払っていないこと、また、原告大阪日産は、右以外にも、X 4 の休業中は、毎月一定額の法定外補償を行うべき義務があったところ、右 X 4 に対する昭和五二年九月分及び一〇月分の法定外補償の支払をしていなかったが、その後、原告大阪日産において、右九月分及び一〇月分の休業補償費の弁済の提供をしたのに、右 X 4 がその受領を拒否したので、原告大阪日産は、昭和五三年一月、これを弁済供託したこと、以上の事実が認められ、右認定を覆すに足りる証拠はない。

原告らは、原告大阪日産と補助参加人との間の労働災害補償協定の基礎となっている旧日産と補助参加人との間に締結された昭和四八年一月三〇日付協定書による協定は、補助参加人組合員とその支援労働組合員らの脅迫によって締結されたからこれを取消すと主張しているが、右原告らの主張事実に副う原告滋賀日産代表者 Y 1 本人尋問の結果はたやすく信用できず、他に、右強迫の事実を認め得る証拠はないから、右強迫を前提とした取消に関する原告らの主張は、失当である。

ところで、被告は、原告大阪日産が X 4 に対する前記労災による法定外補償金を支払わなかったのは、X 4 が補助参加人組合の組合員であることを理由とするものであると主張するが、右主張事実に副う前掲乙第八号証、丙第三八号証の各記載内容はたやすく信用できず、他に右事実を認め得る証拠はない。却って、前記 3 の(二)及び 4 に認定した事実からすれば、原告大阪日産は、当時、経営不振で、資金がなかったため、X 4 に対する前記法定外の労災補償金を支払わなかったものと認めるのが相当であるから、右労災補償金の未払は、何ら不当労働行為を構成するものではない。のみならず、X 4 に対する昭和五二年九月分及び一〇月分の法定外労災補償金については、原告大阪日産において、その後弁済供託をしたことにより、その支払債務が消滅したから、不当労働行為に対する本件救済命令で、その支払を命ずることはできないものというべきである。

よって、原告大阪日産に対し、X 4 に対する法定外の労災補償金の支払を命じた本件救済命令部分(別紙命令書主文 4 の部分)も違法である。

8 原告滋賀日産の責任

以上の通り、原告大阪日産の解散、本件解雇、原告大阪日産が別紙命令書主文 1 の(1)(2)24 に記載の各金員を支払わなかったこと(但し、供託された分については、その供託までの不払)は、何ら不当労働行為を構成しないから、仮に被告主張の如く、原告滋賀日産が原告大阪日産と一体となってその責任を負うものであるとしても本件救済命令において、原告滋賀日産に右各金員の支払いや、原職復帰、謝罪広告等を命ずることはできないものというべきである。

したがって、本件命令のうち、原告滋賀日産に対し、金員の支払い、原職復帰、謝罪広告を命じた部分(別紙命令書主文3ないし6の部分)もすべて違法であるというべきである。

三 以上検討したところによれば、別紙命令書主文1ないし6項の命令は違法であつて、取消さるべきである。

よって、右命令書の主文1ないし6項の命令の取消を求める原告らの本訴請求は、すべて正当であるからこれを認容することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条、九四条を適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第五民事部